

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査及び特定作物統計調査として実施し、調査対象作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の策定及び達成状況検証、経営所得安定対策の交付金算定、作物の生産振興のための各種事業（強い農業づくり交付金等）の推進、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業の適切な運営等のための農政の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の根拠

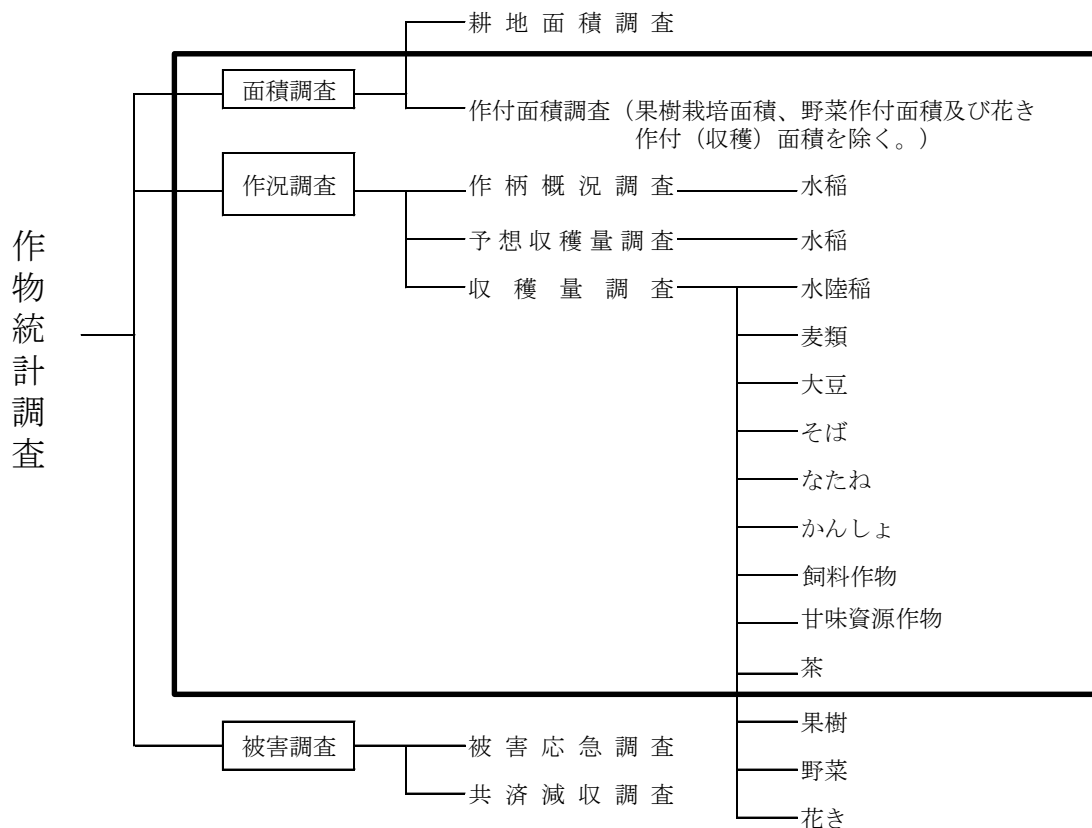
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

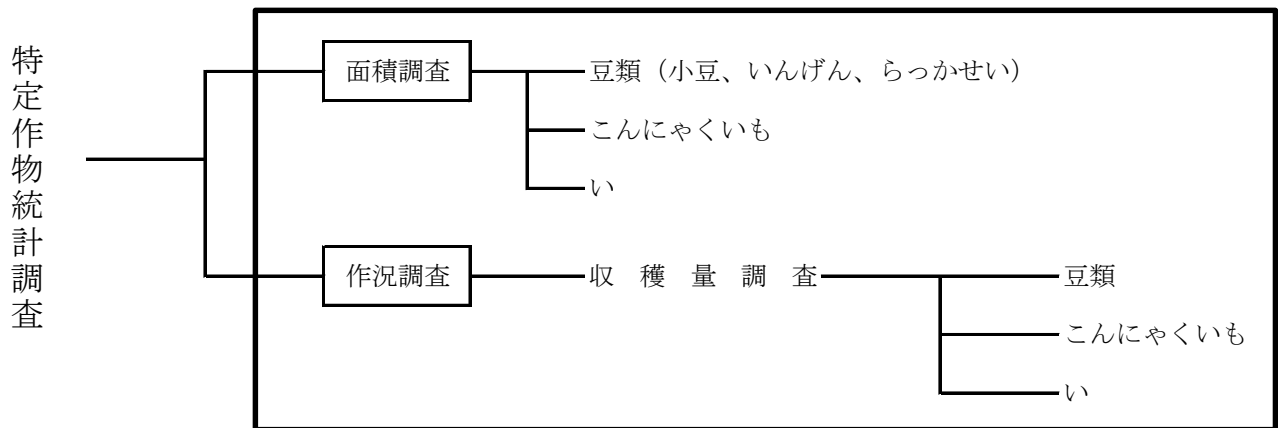
また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）





(5) 調査の対象

ア 調査の範囲

次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は6年ごとに実施する作物について、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、平成30年産において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物	区 域	主産県調査 (平成30年)
水稻、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば及びなたね	全国の区域	
陸稲及びかんしょ	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	○
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）	全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	○
てんさい	北海道の区域	
さとうきび	鹿児島県及び沖縄県の区域	
茶	全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県のうち半相殺方式を採用する都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域	○
豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	
こんにゃくいも	栃木県及び群馬県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	
い	福岡県及び熊本県の区域	

イ 調査対象の選定

(7) 作付面積調査

a 水稻

水稻の栽培に供された全ての耕地

- b 水稲以外の作物
調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(イ) 収穫量調査

- a 水稲
水稲が栽培されている耕地
- b てんさい及びさとうきび
製糖会社、製糖工場等
- c 茶
荒茶工場
- d い
「い」を取り扱っている全ての農協等の関係団体
- e a から d までに掲げる作物以外の作物
調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

また、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が 8 割に満たない都道府県については、併せて標本経営体調査を実施することとし、2015 年農林業センサスにおいて、調査対象作物を販売目的で作付けし関係団体以外に出荷した農業経営体の中から作付面積に応じた確率比例抽出や等間隔に抽出する系統抽出により、調査対象経営体を選定。

(6) 調査期日

ア 作付面積調査

- (ア) 水稲及び茶 7 月 15 日
- (イ) 豆類 9 月 1 日
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる作物以外の作物 収穫期

イ 水稲の作況調査

- (ア) 作柄概況調査 7 月 15 日現在（注 1）、8 月 15 日現在及びもみ数確定期（注 2）
注 1： 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を対象とした。
注 2： 平成 30 年産調査は、9 月 15 日現在で調査を実施した。
 - (イ) 予想収穫量調査 10 月 15 日現在
 - (ウ) 収穫量調査 収穫期
- ウ 水稲以外の作物の作況調査 収穫期

(7) 調査事項

ア 作付面積調査

作物の作付（栽培）面積

イ 収穫量調査

- (ア) 水稲：生育状況、登熟状況、10 a 当たり収量、被害状況、被害種類別被害面積・被害量、耕種条件等
- (イ) 関係団体調査
 - a てんさい、さとうきび及びこんにゃくいも：収穫面積及び集荷量
 - b 茶：摘採実面積、摘採延べ面積、生葉集荷（処理）量及び荒茶生産量
 - c い：収穫量（豊表生産量を含む。）及び生産農家数（豊表生産農家数を含む。）
 - d a から c までに掲げる作物以外の作物：作付（栽培）面積及び集荷量
- (ウ) 標本経営体調査
調査対象作物の作付面積、出荷量及び自家消費等の量

(8) 調査・集計方法

調査・集計方法は、以下により行った。

なお、集計は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織において行った。

ア 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

a 母集団の編成

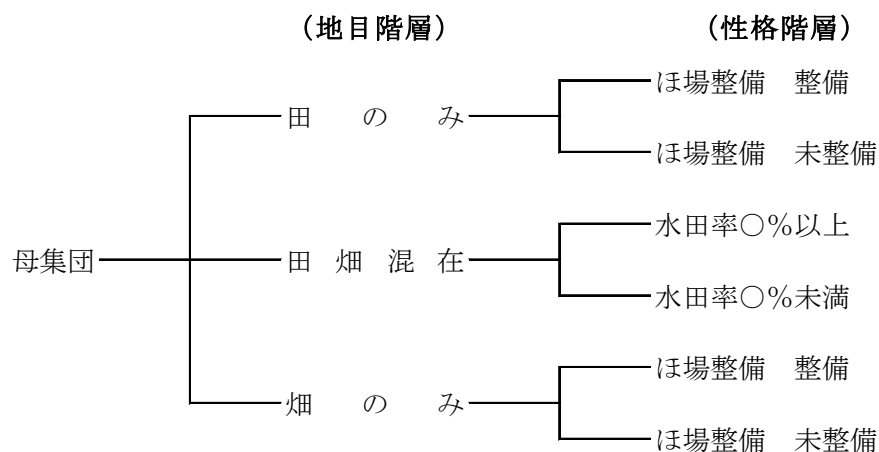
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区（区画内に存する耕地の筆（けい畔等で区切られた現況一枚のほ場）について、面積調査用の地理情報システムにより、地目（田又は畑）等の情報が登録されている。）の集まりを母集団（全国約290万単位区）としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報に補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、そのそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層（性格階層）に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

都道府県別の水稻作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに調査対象数を配分し、系統抽出法により抽出する。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の水稻が作付けされている全ての筆について、1筆ごとに作付けの状況及びその範囲を確認する。

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況水稻作付見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）田台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（田台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況水稻作付見積り面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集によって把握している。

(イ) てんさい

製糖会社に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。集計は、製糖会社の調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(ウ) さとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。集計は、製糖会社、製糖工場等の調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる作物以外の作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。集計は、関係団体調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

イ 作況調査

(ア) 水稻

a 母集団

アの(ア)のbにより、田のみ階層及び田畑混在階層に分類される単位区を母集団としている。

b 階層分け

都道府県別に地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割した区域を「作柄表示地帯」として設定し、この作柄表示地帯ごとに収量の高低、年次変動、収量に影響する条件等を指標とした階層分けを行っている。

c 標本配分及び抽出

都道府県別に配分された標本数を階層別に比例配分する。

階層別に配分された標本数を単位区の水稲作付面積（田台帳面積）に比例した確率で抽出する確率比例抽出法（具体的には単位区を水稻作付面積（田台帳面積）の小さい方から順に並べ、水稻作付面積（田台帳面積）の合計を標本数で除した値の整数倍の値を含む単位区を選ぶ方法）により標本単位区を抽出する。抽出された標本単位区内で、水稻が作付けされている筆から1筆を無作為に選定して実測調査を行う筆（以下「作況標本筆」という。）とする。

d 作況標本筆の実測

作況標本筆の対角線上の3か所を系統抽出法により調査箇所を選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査を行う。

e 10 a 当たり玄米重の算定

(a) 作柄概況調査及び予想収穫量調査

刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、1穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量のうち実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10 a 当たり玄米重を予測する。

(b) 収穫量調査

各作況標本筆について、一定株数（1 m²分×3か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、飯用に供し得る玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める三等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるもの）となるように選別し、10 a 当たり玄米重を決定する。

f 10 a 当たり収量の推定

各作況標本筆の10 a 当たり玄米重を基に、都道府県別の10 a 当たり玄米重平均値を推定し、これにコンバインのロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）や被害データ等を加味して検討を行い、都道府県別の10 a 当たり収量を推定する。

さらに、作況基準筆（10 a 当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害

調査筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完する。

g 収穫量及び被害量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を巡回・見積りで把握する。また、特異な被害が発生した場合は、被害調査筆を設置して調査を実施し把握する。

(イ) てんさい

製糖会社に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

なお、集計は、製糖会社に対する調査結果から得られた10a 当たり収量に作付面積を乗じて算出し、必要に応じて職員による情報収集により補完している。

(ウ) さとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

なお、集計は、製糖会社、製糖工場等に対する調査結果から得られた10a 当たり収量に収穫面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(エ) 茶

a 荒茶工場母集団の整備・補正

「荒茶工場母集団一覧表」を6年周期で作成し、これを基に中間年については、市町村、普及センター、茶関係団体等関係機関からの情報収集により、荒茶工場の休業・廃止又は新設があった場合には削除又は追加をし、また、茶栽培面積、生葉の移出入等大きな変化があった場合には当該荒茶工場について母集団一覧表を整備・補正した。

b 階層分け

母集団一覧表の荒茶工場別の年間計荒茶生産量を指標とし、都道府県別の荒茶工場を全数調査階層と標本調査階層に区分した。

なお、標本調査階層にあつては、最大で3程度の階層に区分した。

c 標本数の算出

都道府県別の標本数は、全数調査階層の荒茶工場数と標本階層内の標本荒茶工場数を足したものとし、標本調査階層については、荒茶生産量を指標とした目標精度（5%）が確保できるように必要な標本荒茶工場数を算出した。

d 標本調査階層内の標本配分及び抽出

都道府県別に配分された標本数を階層別に配分し、系統抽出法により抽出した。

e 調査方法

標本荒茶工場に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

f 推計方法

摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量については、次の方法により集計した。

- (a) 全数調査階層の集計値に標本調査階層の推定値を加えて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

なお、全数調査階層に欠測値がある場合は、標本調査階層と同様の推定方法により算出した。

- (b) 階層ごとの推定方法については、荒茶生産量（母集団リスト値）と荒茶生産量（調査結果）の相関係数、荒茶生産量（母集団リスト値）の変動係数及び荒茶生産量（調査結果）の変動係数について以下の式を満たす場合には比推定、それ以外の場合は単純推定により算出している。

$$\hat{r}_i \geq \frac{1}{2} \cdot \frac{C_{iy}}{\hat{C}_{ix}}$$

$\hat{r}_i$: i階層の荒茶生産量（母集団リスト値）と荒茶生産量（調査結果）との相関係数の推定値
 C_{iy} : i階層の荒茶生産量（母集団リスト値）の変動係数
 $\hat{C}_{ix}$: i階層の荒茶生産量（調査結果）の変動係数の推定値

荒茶生産量の推定式

i階層の推定（年間計及び一番茶期別に推定）

なお、摘採実面積、摘採延べ面積（年間計のみ）及び生葉収穫量についても荒茶生産量と同様の推定方法により算出した（下記推定式の「 x 」部分を摘採実面積、摘採延べ面積及び生葉収穫量（調査結果）に置き換えて算出。）。

【単純推定の場合】

$$\hat{X}_i = N_i \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{n_i}$$

【比推定の場合】

$$\hat{X}_i = \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i$$

上記の計算式に用いた記号等は次のとおり。

N : 母集団荒茶工場数

n : 標本数

N_i : i階層の母集団荒茶工場数

n_i : i階層の標本数

$\hat{X}$: 県計の荒茶生産量の推定値

$\hat{X}_i$: i階層の荒茶生産量の推定値

x_{ij} : i階層のj標本の荒茶生産量（調査結果）

Y_i : i階層の母集団荒茶工場の荒茶生産量（母集団リスト値）の合計値

y_{ij} : i階層のj標本の荒茶生産量（母集団リスト値）

(オ) い

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

なお、集計は、調査結果から得られた集荷量及び収穫面積を基に、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる作物以外の作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

なお、集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した10 a 当たり収量（関係団体調査にあつては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

ウ 気象データの収集

気象庁から気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料としている。

(9) 全国値の推計方法

平成30年（産）の調査において、主産県を調査の対象とした陸稲、かんしょ、飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）及び茶については、直近の全国調査年（調査の範囲が全国の区域である年をいう。以下同じ。）の調査結果に基づき次により推計を行っている。

ア 作付面積調査

全国値＝主産県の作付（栽培）面積の合計値＋主産県以外の各都道府県（以下「非主産県」という。）の作付（栽培）面積（ x ）の合計値

x ： 直近の全国調査年における非主産県の作付（栽培）面積の合計値×作付（栽培）面積の変動率（ y ）

y ： 当年（産）における主産県の作付（栽培）面積の合計値÷直近の全国調査年における主産県の作付（栽培）面積の合計値

イ 収穫量調査

(ア) 陸稲、かんしょ及び飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）

収穫量の全国値＝直近の全国調査年における全国の収穫量×主産県の収穫量の比率（ x ）

x ＝当年産の主産県の収穫量÷直近の全国調査年における主産県の収穫量

(イ) 茶

荒茶生産量の全国値＝主産県の荒茶生産量＋非主産県の荒茶生産量（ x ）

x ＝10 a 当たり生葉収量の推定値（ a ）×摘採面積の推定値（ b ）×主産県の製茶歩留り（ c ）

a ＝直近の全国調査年における非主産県の10 a 当たり生葉収量×当年産の主産県の10 a 当たり生葉収量÷直近の全国調査年における主産県の10 a 当たり生葉収量

b ＝当年の非主産県の栽培面積の推定値（ d ）×直近の全国調査年における非主産県の摘採面積÷直近の全国調査年における非主産県の栽培面積

c ＝当年産の主産県の荒茶生産量÷当年産の主産県の生葉収穫量

d ＝直近の全国調査年における非主産県の栽培面積×当年の主産県の栽培面積÷直近の全国調査年における主産県の栽培面積

(10) 調査の実績精度

ア 作付面積調査

(ア) 対地標本実測調査における水稻作付面積に係る標本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標 本 単 位 区 の 数	標準誤差率（％）
水稻作付面積	39,408	0.35

(イ) (ア)以外の作物については、関係団体の全数調査結果等を用いて算出しているため、目標精度を設定していない。

イ 収穫量調査

(ア) 水稻作況調査の標本実測調査における標本筆数及び10 a 当たり玄米重に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標 本 筆 数	標準誤差率（％）
10 a 当たり玄米重	10,178	0.17

- (イ) 調査結果における有効回収数及び10 a 当たり収量に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

なお、茶、かんしょ、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーについては、主産県調査結果のものである。

品 目	区 分	標本の大きさ	標準誤差率（％）
陸 稲	10 a 当たり収量	85	5.19
茶	荒 茶 生 産 量	750	1.9
そ ば	10 a 当たり収量	1,553	2.3
か ん し ょ	10 a 当たり収量	350	1.8
牧 草	10 a 当たり収量	4,275	2.1
青刈りとうもろこし	10 a 当たり収量	4,275	2.6
ソ ル ゴ ー	10 a 当たり収量	4,275	3.1
小 豆	10 a 当たり収量	1,277	1.0
い ん げ ん	10 a 当たり収量	999	2.2
ら っ か せ い	10 a 当たり収量	1,368	2.9
こんにゃくいも	10 a 当たり収量	364	2.3

- (ロ) (ア)及び(イ)に掲げる作物以外の作物については、主要な都道府県において関係団体の取扱数量の割合が8割を超え、標本経営体調査を行っていないことから、実績精度の算出は行っていない。

(11) 調査対象数

ア 作付面積調査

(ア) 水稻

39,408単位区

(イ) 水稻以外作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 18	団体 18	% 100.0
麦 類	631	622	98.6
大 豆	638	618	96.9
小 豆	136	129	94.9
い ん げ ん	67	67	100.0
ら っ か せ い	19	19	100.0
そ ば	408	403	98.8
か ん し ょ	58	56	96.6
飼料作物、えん麦	162	152	93.8
茶	71	70	98.6
な た ね	77	67	87.0
1) て ん さ い	3	3	100.0
2) さ と う き び	85	60	70.6
こんにゃくいも	33	31	93.9
い	3	3	100.0

注：1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等（事業場）数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

イ 収穫量調査

(ア) 水稻

作況標本筆 10,178筆、作況基準筆 551筆

(イ) 水稻以外の作物

区 分	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 経営体数 ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
陸 稲	団体 18	団体 13	% 72.2	経営体 1,156	経営体 346	% 29.9	経営体 85	% 24.6
小 麦	623	589	94.5	11,945	120	1.0	52	43.3
大麦・はだか麦				4,728	114	2.4	63	55.3
大 豆	635	582	91.7	30,611	1,055	3.4	635	60.2
小 豆	135	114	84.4	11,483	1,277	11.1	509	39.9
い ん げ ん	79	38	48.1	11,763	999	8.5	133	13.3
ら っ か せ い	18	6	33.3	12,534	1,368	10.9	281	20.5
そ ば	406	364	89.7	10,297	1,553	15.1	951	61.2
か ん し ょ	75	69	92.0	19,344	350	1.8	187	53.4
飼 料 作 物	32	22	68.8	58,675	4,275	7.3	1,971	46.1
な た ね	77	67	87.0	3,372	445	13.2	39	8.8
¹⁾ て ん さ い	3	3	100.0					
²⁾ さ と う き び	85	60	70.6					
こ ん に や く い も	33	31	93.9	1,910	364	19.1	192	52.7
い	3	3	100.0					

注：1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等（事業場）数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

「有効回収数」とは、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回収はされたが、当年産において作付けがなかった団体及び経営体は含まない。

区 分	母集団荒茶 工場数 ⑨	標本の 大きさ ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有効 回収数 ⑫	有効 回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 4,187	工場 750	% 17.9	工場 593	% 79.1

(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分とその範囲は、次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属県と同じ。

関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 定義及び基準

作 付 面 積	は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。
栽 培 面 積	茶、さとうきびなど、は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培している面積（さとうきびにあつては、当年産の収穫を意図するものに加え、苗取り用、次年産の夏植えの収穫対象とするもの等を含む。）をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。
摘 採 面 積	茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた面積をいう。
収 穫 面 積	こんにゃくいもにあつては、栽培面積のうち生子（種いも）として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにあつては、当年産の作型（夏植え、春植え及び株出し）の栽培面積のうち実際に収穫された面積をいう。なお、その全てが収穫放棄されたほ場に係る面積は収穫面積には含めない。
年 産 区 分	収穫量の年産区分は収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）をもって表す。ただし、作業、販売等の都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。なお、さとうきびにあつては、通常収穫期が2か年にまたがるため、収穫を始めた年をもって表した。
収 穫 量	収穫し、収納（保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れることをいう。）がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込量を予想収穫量という。
10 a 当 たり 収 量	実際に収穫された10 a 当たりの収穫量をいう。
〃 平 年 収 量	作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移、被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合い、作付変動等を考慮して、実収量のすう勢をもとに作成したその年に予想される10 a 当たり収量をいう。
〃 平 均 収 量	原則として直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値をいう。

〃 平均収量対比	10 a 当たり平均収量に対する10 a 当たり収量の比率をいう。																																	
作 況 指 数	作柄の良否を表す指標のことをいい、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量（又は予想収量）の比率をいう。 なお、平成26年産以前は1.70mmのふるい目幅で選別された玄米を基に算出していたが、平成27年産からは、全国農業地域ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である（各全国農業地域の目幅は次表のとおり）。 <table><tr><th>全国農業地域名</th><th>所 属 都 道 府 県 名</th><th>農家等使用目幅</th></tr><tr><td>北 海 道</td><td>北海道</td><td>1.85mm</td></tr><tr><td>東 北</td><td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td><td>1.85mm</td></tr><tr><td>北 陸</td><td>新潟、富山、石川、福井</td><td>1.85mm</td></tr><tr><td>関 東・東 山</td><td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野</td><td>1.80mm</td></tr><tr><td>東 海</td><td>岐阜、静岡、愛知、三重</td><td>1.80mm</td></tr><tr><td>近 畿</td><td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td><td>1.80mm</td></tr><tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td>1.80mm</td></tr><tr><td>四 国</td><td>徳島、香川、愛媛、高知</td><td>1.75mm</td></tr><tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島</td><td>1.80mm</td></tr><tr><td>沖 縄</td><td>沖縄</td><td>1.75mm</td></tr></table>	全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名	農家等使用目幅	北 海 道	北海道	1.85mm	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1.85mm	北 陸	新潟、富山、石川、福井	1.85mm	関 東・東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	1.80mm	東 海	岐阜、静岡、愛知、三重	1.80mm	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1.80mm	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1.80mm	四 国	徳島、香川、愛媛、高知	1.75mm	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	1.80mm	沖 縄	沖縄	1.75mm
全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名	農家等使用目幅																																
北 海 道	北海道	1.85mm																																
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1.85mm																																
北 陸	新潟、富山、石川、福井	1.85mm																																
関 東・東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	1.80mm																																
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重	1.80mm																																
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1.80mm																																
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1.80mm																																
四 国	徳島、香川、愛媛、高知	1.75mm																																
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	1.80mm																																
沖 縄	沖縄	1.75mm																																
子 実 用	主に食用に供すること（子実生産）を目的とするものをいい、全体から「青刈り」を除いたものをいう。なお、「青刈り」とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用等として用いられるもの（稲発酵粗飼料用稲（ホールクロップサイレージ）、わら専用稲等を含む。）のほか、飼料用米及びバイオ燃料用米をいう。																																	
乾 燥 子 実	食用にすることを目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。 また、らっかせいはさやつきのものをいう。																																	
（ 水 稻 ） 作 柄 表 示 地 帯	地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割したものをいう。																																	
水稻の二期作栽培	同一の田に年間2回作付けする栽培方法をいい、第1回の作付けを第一期稲、第2回の作付けを第二期稲という。																																	
（ さ と う き び ） 春 植 え	（平成30年産の場合）平成30年2月から4月までに植え付けて、平成30年12月から平成31年4月までに収穫したものをいう。																																	
夏 植 え	（平成30年産の場合）平成29年7月から9月までに植え付けて、平成30年12月から平成31年4月までに収穫したものをいう。																																	
株 出 し	（平成30年産の場合）前年産として収穫した株から発芽させて、平成30年12月から平成31年4月までに収穫したものをいう。																																	
（ 茶 ） 茶 期 区 分	茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄、被害、他の農作物等の関係もあってこれを明確に区分することは困難であるため、一番																																	

	茶期の区分は通常その地域の慣行による茶期区分によることとした。
(い) 「い」生産農家数	「い」を生産する全ての農家の数をいう。
畳表生産農家数	「い」の生産から畳表の生産まで一貫して行っている農家の数をいう。
畳表生産量	畳表の生産枚数をいう。 なお、平成30年産の畳表生産量は、平成29年7月から平成30年6月までの間に生産されたものである。
(被害) 被害	ほ場において、栽培を開始してから収納をするまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。 なお、平成28年産以前は、水稻の被害面積及び被害量について、気象被害（6種類）、病害（3種類）、虫害（4種類）の被害種類別に調査を実施し、公表していたが、平成29年産からは、6種類（冷害、日照不足、高温障害、いもち病、ウンカ及びカメムシ）としている。
基準収量	農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量をいう。
被害面積	農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積をいう。
被害量	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。
被害率	平年収量（作付面積×10 a 当たり平年収量）に対する被害量の割合（百分率）をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

ここに掲載した統計数値は、下記の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数 (下から)		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

(2) 表中記号について

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) この統計表に記載された数値等を他に転載する場合は、『作物統計』（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米」、「麦」、「いも・雑穀・豆」、「工芸農作物」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#l 】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部

○作付面積に関すること

生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3681

（直通）03-6744-2045

FAX： 03-5511-8771

○収穫量に関すること

生産流通消費統計課 普通作物統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3682

（直通）03-3502-5687

FAX： 03-5511-8771

○その他全般に関すること

生産流通消費統計課 企画班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3684

（直通）03-3501-4502

FAX： 03-5511-8771

※ 本統計書に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】